

令和4年6月14日
中部管区行政評価局

行政相談を端緒として、除草剤の適切な販売について農政局に改善を要請

農薬登録されていない除草剤の販売・使用の適正化

総務省中部管区行政評価局（局長 なかだいら まこと 中平 真）では、当局が受け付けた以下の行政相談について、民間有識者で構成する当局の行政苦情処理委員会（座長：にし じょういちろう 西 譲一郎 元東海銀行副頭取）に諮り、その意見を踏まえて検討した結果、令和4年6月14日、農林水産省東海農政局に対し、食の安全に万全を期すため、除草剤販売所において、適切な販売が行われるよう必要な措置を講ずることをあっせんしました。

《行政相談の要旨》

- ① 私が稲作している圃場の隣接地は、近隣に所有者が居住しておらず、雑草が繁茂している。
この度、所有者が当該土地に除草剤を撒いたところ、私の圃場に除草剤が流入した。
このため、農協が圃場の水の入替え、苗の植替え等を行ってくれたが、やはり苗に立枯れが発生している。除草剤の使用について注意を喚起してほしい。
- ② 私の畑に隣接して駐車場があるが、その地主が最近、除草剤を複数回撒いたため、畑の作物が一部枯れ始めて困っている。



《総務省の行政相談によるあっせん》

- 総務省の行政相談は、広く国の行政全般について国民からの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決・実現を図る制度
- 総務省の行政相談に基づく対象行政機関へのあっせんは、行政への苦情としての問題提起を受け、行政の実情を把握して苦情の解決を促進しつつ、行政の適正な運用が図られることを目的として実施

《除草剤に係る制度》 農薬取締法



①農作物等を害する病虫害の防除に用いられるもの（農薬）

・使用者に対して、農林水産大臣や都道府県知事等に指導監督権限あり

②農作物等の栽培・管理のために使用することを目的としないもの（農薬以外の除草剤）

・使用者に対して、農薬として使用した場合の罰則はあるが、法令に明文化された行政による指導監督権限なし

・容器及び販売店店頭で「農薬として使用できない」旨の表示の義務付け

【例】

「こちらの除草剤は、農薬として使用することができません。このため、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。」

・②の除草剤販売者に対する勧告権等は農林水産大臣のみ

《当局の調査結果》

今回、行政相談の解決に向けた検討・調査過程において、次のような状況が確認されました。

- 愛知県には 2,643、岐阜県には 1,241、三重県には 987 の農薬販売所が届出。その多くは上記①の除草剤のほか、上記②の除草剤の双方を販売。
一方、上記②の除草剤のみの販売所は届出義務がないため、実態の把握なし。
- 東海農政局は、農業関係者等に対しては、農薬の適正使用等についての周知・指導に取り組んでいるとしているが、当局の調査結果では、令和 2 年度以降、農薬以外の除草剤の販売に関する留意事項の周知・指導は一部の本社に限定され、個別の除草剤販売所に対する周知・指導は皆無。
- 東海農政局では、県に対し、農薬取締法上問題があると思われる事案を把握した場合は、国に対して情報提供をするよう、毎年開催している会議等で、口頭により依頼しているが、令和元年度以降、情報提供された実績なし。
- 当局が、東海 3 県に所在するホームセンター（20 店舗）、ドラッグストア（21 店舗）、100 円ショップ（13 店舗）の計 54 店舗における除草剤の販売状況を確認したところ、適切な表示を行っていたのは 16 店舗（29.6%）であり、38 店舗（70.4%）で何らかの不適切な状況あり（農薬以外の除草剤のみを取り扱う 100 円ショップで顕著）。
また、農薬以外の除草剤と農薬登録のある除草剤を販売している 41 店舗（100 円ショップを除く店舗）において、明確に区分して陳列していない店舗が 7 店舗（17.1%）みられた。

《あっせん》

今回の行政相談を端緒として確認された除草剤の販売所における表示等の状況は、ほかにも想定されることから、当局の行政苦情処理委員会（中部管区行政評価局行政苦情処理委員会）に付議し、その意見を踏まえたあっせんを行い、広くその解決を図ることとしました。

- ① 農薬以外の除草剤販売所に対する「農薬として使用できない旨の表示」に係る指導等は、100円ショップなど農薬以外の除草剤のみを取り扱っている除草剤販売所を中心に行うこと。

また、農薬登録された除草剤も取り扱っている除草剤販売所については、県に対し、「農薬取締法上問題があると思われる事案」の具体例を示し、同具体例などがみられる販売所の情報提供を受けた上で、当該販売所に対し指導等を行うこと。

- ② 農業関係者以外の除草剤使用者に対しても、農薬以外の除草剤を農地等で使用できない理由や、使い方によっては、流出や飛散により、周辺の農地等に影響を及ぼす場合があることを、分かりやすい表現により周知するよう、農薬以外の除草剤販売所に対し指導等を行うこと。



総務省行政相談マスコット
「キクーン」

【連絡先】

総務省中部管区行政評価局 総務行政相談部

担 当：首席行政相談官 小松
行政相談官 都築

電 話：052-972-7416

F A X：052-972-7419

(資料)

《制度の概要》

(1) 除草剤の種類

農薬取締法（以下「法」という。）において農作物等を害する病害虫の防除に用いられる除草剤は農薬とされ（法第2条第1項）ており、農林水産大臣の登録を受けなければ、販売、加工、輸入ができず（法第3条第1項）、その販売者は販売所ごとに都道府県知事に届け出ることとされている（法第17条）。

ところが、無登録の農薬が流通し、使用されている実態が明らかとなり、食の安全及び信頼確保の観点から規制が求められた。

このため、平成14年に農薬取締法が改正され、登録を受けていない農薬を農作物等の栽培・管理のために使用することが禁止された。また、平成15年にも、同法が改正され、農薬の使用者が誤って農薬として登録されていない除草剤が使用することがないように非農耕地専用除草剤の表示についても規制が実施されることになった（同法第22条第1項）。

このように、農薬取締法が規定する除草剤には、①農作物等の病害虫等の防除等に用いられるもの、②農薬以外の薬剤であって、非農耕地専用除草剤として除草に用いられる薬剤等（以後、「農薬以外の除草剤」という。）の2種類がある。

(2) 農薬取締法における農薬以外の除草剤に係る規制

ア 農薬以外の除草剤は、農作物等の栽培・管理のための除草用に使用することができず、その販売・使用については、以下の規制があり、これに違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる（法第47条）。

- ① 農作物等の栽培・管理に使用した場合（法第24条違反）
- ② 農作物等の栽培・管理に使用することを前提とする販売（法第18条第1項違反）
- ③ 農薬以外の除草剤を登録を受けた農薬と誤認させるような宣伝（法第21条第1項違反）

イ 農薬以外の除草剤を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、農薬以外の除草剤を小売する場合、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、農薬として使用することができない旨の表示を行うことが義務づけられている（法第22条）。

また、農林水産省、厚生労働省等の関係省は、「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」（平成31年3月28日付け厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省通知、薬生薬審発第0328第8号等。以下「通知」という。）により、①農薬に該当しない除草剤を農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意するよう努めること、②インターネット販売等、対面での説明ができない場合は、販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載する等の留意点を関係団体に通知している。


ただし、除草剤販売所については、農薬販売所のような届出義務がなく、農薬以外の除草剤の販売については、農薬販売所が農薬登録を受けた除草剤と併せて販売している場合を除き、その実態を把握する方法はない。

(3) 農薬取締法第22条第2項に基づく表示の例


農林水産省北海道農政事務所は、一般の販売店や購入者の理解を促進するため、農薬以外の除草剤に関する必要な情報を分かりやすくホームページで紹介しているほか、店舗における周知用

の POP（見本）についても自ら作成し、以下のようなものを掲載している。

こちらの商品は農薬として使用することができません。
このため、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理に使用できません。

> POP横オビ型：印刷用データはこちら(WORD：18KB) 

**この除草剤は
農薬として使用すること
ができません。**
このため、農作物や樹木・芝・花き等の
植物の栽培・管理に使用できません。

> POP小型：印刷用データはこちら(WORD：15KB) 

《調査概要》

(1) 東海地方（愛知県、岐阜県、三重県）における除草剤の販売の実態

東海地方においては、愛知県は 2,643（令和 3 年 12 月 1 日現在）、岐阜県は 1,241（令和 4 年 1 月 25 日現在）、三重県は 987（令和 3 年 12 月 1 日現在）の農薬販売所が届出されており、その多くは農薬登録された除草剤と農薬以外の除草剤の双方を販売している。

一方、100 円ショップの場合、安価である農薬以外の除草剤のみを販売しているケースが多いが、上記のとおり除草剤販売所については、届出義務がないため、県ではその実態を把握していない。

(2) 除草剤の販売所に対する指導・監督の実施状況

ア 農薬取締法が規定する行政機関の権限

法第 29 条において、農林水産大臣は、農薬の販売者、除草剤販売者等に対し報告を命じ、立入検査等ができることとされている。一方、都道府県知事の権限は農薬の販売者に対してのみとされており、農薬以外の除草剤販売者への指導等の権限はない。

イ 東海農政局の指導監督の実施状況

東海農政局では、「くん蒸による農薬使用者、ゴルフ場における農薬使用者及び農薬登録を受けていない除草剤の販売者に関して地方農政局等が行う業務の実施要領について」（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 消安第 4982 号消費・安全局長通知）に基づき、農薬以外の除草剤の販売者（本社等）を訪問し、通知で示されている除草剤の販売等に関する留意点の周知・指導を実施しているが、表 1 のとおり、令和 2 年度以降は、本社に対する周知のみであり、個別の販売所に対する指導等を行っていない。

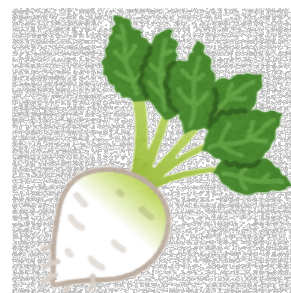


表1 通知に基づく農薬以外の除草剤に係る周知・指導状況 (単位：人、社、か所)

年度	指導体制	本社	販売所	備考
令和元年度	6 (各県拠点担当者)	0	141 (各県拠点で選定)	令和2年3月31日現在 点検・指導を実施
2年度	2 (本局担当者)	4 (本省作成リスト に基づき選定)	0	3年3月31日現在 周知を実施
3年度	2 (本局担当者)	6 (本省作成リスト に基づき選定)	0	4年3月31日現在 周知を実施

(注) 東海農政局提出資料により作成

また、同局では、県に対し、農薬取締法上問題があると思われる事案を把握した場合は、国に対して情報提供をするよう、毎年開催している会議等で、口頭により依頼しているが、令和元年度以降に情報提供された実績はない。

ウ 東海3県における指導監督の実施状況

東海3県(愛知県、岐阜県、三重県)では、立入検査の実施要領を作成し、年間の目標件数などの計画を立てた上で、農薬の販売所の検査を行っており当該販売所が農薬以外の除草剤が販売している場合は、併せてその販売方法についても確認し、指導等を行っている。

東海3県における令和元年度以降の立入検査件数は、表2のとおり、①愛知県が400件以上、②岐阜県が315件以上、③三重県が100件以上など、目標件数を上回る実施数となっている。

表2 東海3県における立入検査の実施状況 (単位：か所、件)

県名 (届出販売所数)	立入検査実施要領等名	目標件数設定の考え方 (目標数)	立入検査実績		
			令和 元年度	2年度	3年度
愛知県 (2,643(注)2)	農薬使用者及び農薬販売者に対する立入検査等実施要領	有効販売所数の概ね15% 以上(396(注)3)	407	409	344 (注)4
岐阜県 (1,241(注)2)	農薬販売者検査実施要領	4年に1回の頻度での店頭への立入検査(310(注)3)	319	334	252 (注)4
三重県 (987(注)2)	農薬取締法に基づく立入検査等に関する業務実施要領	年間100件程度をめど	100	102	61 (注)4

(注)1 当局の調査結果により作成

2 愛知県と三重県は令和3年12月1日現在、岐阜県は令和4年1月25日現在

3 届出販売所数から当局で算出したもの

4 愛知県は令和3年12月1日現在、岐阜県は4年1月31日現在、三重県は3年12月31日現在

しかし、①3県が令和元年度以降に実施した立入検査は、法第29条第3項に基づくもので、農林

水産大臣への報告義務がないこと（具体的な条項違反を対象とする法第 29 条第 1 項の立入検査は、同条第 2 項により農林水産大臣に報告義務がある。）、②検査の結果、重大な法違反と思われるものがなかったことから、東海農政局に対し実施件数の報告はしているものの、検査対象や販売所個々に係る指導事項等の報告は行っていない。

(3) 除草剤の販売の実態（当局の調査結果）

当局が、東海 3 県に所在するホームセンター（20 店舗）、ドラッグストア（21 店舗）、100 円ショップ（13 店舗）の計 54 店舗における除草剤の販売状況を確認したところ、表 3 のとおり、適切な表示を行っていたのは 16 店舗（29.6%）であり、38 店舗（70.4%）で何らかの不適切な状況がみられた。

具体的には、調査対象の 20.4%に当たる 11 店舗において、農薬以外の除草剤を農薬として使用することができない旨の店頭表示がなされておらず、50%に当たる 27 店舗において、表示が一部の商品にとどまっている等の不十分な状況がみられた。

表 3 調査対象小売店における店頭表示の状況

（単位：店舗、%）

区 分	ホーム センター	ドラッグ ストア	100 円 ショップ	計
表示がまったくない店舗	3 <15.0>	2 <9.5>	6 <45.2>	11 <20.4>
表示はあるが不十分な店舗 ・表示が一部の商品にとどまっている ・表示内容が通知で示された内容と比べて不十分 ・文字が小さい等判読が難しい	9 <45.0>	11 <52.4>	7 <53.8>	27 <50.0>
適切な表示がなされている店舗	8 <40.0>	8 <38.1>	0 <0.0>	16 <29.6>
計（調査対象数）	20 <100>	21 <100>	13 <100>	54 <100>

(注) 1 当局の調査結果により作成

2 < >内は、調査対象数で除したもの

また、表 4 のとおり、農薬以外の除草剤と農薬登録のある除草剤を販売している 41 店舗（100 円ショップを除く店舗）において、これらを明確に区分して陳列していない店舗が 7 店舗（17.1%）みられた。



表4 調査対象小売店における店頭陳列の状況

(単位：店舗、%)

区 分	ホームセンター	ドラッグストア	計
明確に区分して陳列している店舗	15 <75.0>	19 <90.5>	34 <82.9>
明確に区分して陳列していない店舗	5 <25.0>	2 <9.5>	7 <17.1>
計（調査対象数）	20 <100>	21 <100>	41 <100>

(注) 1 当局の調査結果により作成

2 < >内は、調査対象数で除したもの

(参考) 中部管区行政評価局行政苦情処理委員会

行政相談事案の処理等に当たり民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として設置しているもの。

中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の構成員は次のとおり（令和4年4月1日現在）

(座長)

西 讓一郎（元東海銀行副頭取（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社社友））

(委員)

稲垣 隆司（元愛知県副知事）

栗本 幸子（元（公財）あいち男女共同参画財団理事長）

島田 佳幸（（株）中日新聞社論説主幹）

諏訪 一夫（名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授（元名古屋市総務局長））

中村 正典（弁護士（元愛知県弁護士会会長））